

高齢者虐待防止のための指針

医療法人社団芙蓉会 ニツ屋病院
(介護予防) 訪問リハビリテーション

1. 基本的な考え方

1-1 ニツ屋病院訪問リハビリテーション事業所（以下、「当事業所」）では、虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人権の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、以下に該当する行為のいずれも行わないこととする。

- ①身体虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言は又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産の利益を得ること。

2. 虐待防止を検討する委員会その他施設内の組織に関する事項

2-1 当事業所における虐待防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を設置する。なお本委員会の責任者は事業所代表者（以下、「代表者」）とする。

2-2 委員会の構成

委員長：代表者

委員：医師、リハビリ職員、その他状況に応じて代表者が必要と認めた者

2-3 虐待防止及び発生案件を検討する場を「虐待防止検討委員会」に位置づける。また必要に応じて病院が開催する医療安全管理委員会、認知症ケア委員会に報告し、情報を共有する。

2-4 検討議題として、主に以下の内容について協議するものとする。

- ①虐待防止に関する取り組みと施設内の組織に関すること
- ②虐待防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待防止のための職員研修に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市への通報を迅速かつ適切に行う方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発防止策に関すること
- ⑦再発防止策を講じた際に、その効果について評価すること

2-5 虐待防止検討委員会は、3ヶ月に1回以上開催する。

2-6 検討した事項と結果は会議事録に記録し、全職員が閲覧できるようにする。

3. 虐待防止のための職員研修に関する事項

- 3-1 当事業所の職員に対して、高齢者虐待防止法、人権意識啓発、虐待の防止・早期発見及び対応、認知症ケアに関する研修を年2回以上実施する。
- 3-2 職員の新規採用時には、虐待防止のに関する研修を実施する。
- 3-3 研修を実施した際は、実施概要（研修名、日程、場所）、内容、出席者等を記録し、出席者は報告書を作成する。

4. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」）が発生した場合の対応方法について

- 4-1 虐待が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努め再発防止策を講ずる。
- 4-2 発生事案の緊急性が高い場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
- 4-3 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合は、役職位の如何に問わず、厳正に対処する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 5-1 虐待等を発見した職員は、本指針に沿って対応し所属長及び代表者に報告する。
- 5-2 報告を受けた所属長及び代表者は、報告者の権利が不当に侵害されないように細心の注意をはらった上で関係者から状況を聴取し、事実確認を行った上で被虐待者の担当ケアマネジャーに報告する。
- 5-3 職員による虐待等の事象が確認された場合には、当人に改善を求め、就業規則に則って必要な措置を講ずる。
- 5-4 虐待防止検討委員会では、一連の対応過程を記録し、発生原因についての検証と原因の除去及び再発防止策の作成を行い職員に周知する。
- 5-5 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれた場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市に報告する。
- 5-6 必要に応じ、関係機関や地域住民に対して説明・報告を行う。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会、地域包括支援センター等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 7-1 利用者及び家族から虐待等の苦情相談を受けた場合は、その内容について代表者に報告する。

- 7-2 相談された内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- 7-3 対応の流れは「5.虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする。
- 7-4 受けた相談内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。
- 7-5 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は全職員が閲覧可能とするほか、利用者等が自由に閲覧することができるように二ツ屋病院ホームページで公表する。

9. その他虐待防止の推進に関する事項

- 9-1 職員は虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。
- 9-2 本指針と併せて「ハラスメント防止に関する指針」についても公表し、ハラスメント等のストレス対策に関する相談窓口について、利用者やその家族だけでなく職員も利用できることを周知する。
- 9-3 本指針の内容に関する追加・変更・削除は虐待防止検討委員会が行うものとする。

附則

この指針は令和6年4月1日から施行する。